事　 務　 連 　絡

令和５年３月27日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

指定障害児入所施設　　　 管理者 様

板橋区福祉部障がいサービス課

**令和５年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の提出について**

　平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　板橋区において、標記にかかる計画書を下記のとおり受付することとしましたのでお知らせいたします。

記

**１ 概要**

令和５年度（令和５年４月サービス提供分から令和６年３月サービス提供分）において、令和５年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「福祉・介護職員処遇改善加算等」）の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

　なお、令和４年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和５年４月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

**２ 提出期限**

・令和５年４月又は５月から算定開始する場合　…　**令和５年４月14日（金）17時必着**

・令和５年６月以降に算定開始する場合　…　**前月15日必着**

**３ 提出書類**

　下記ホームページより計画書のダウンロードをお願いいたします。

【URL】<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/jigyosha/1045414.html>

**４ 提出方法・提出先**

①郵送

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区　福祉部　障がいサービス課　地域生活支援係　宛

②メール

宛先：f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp

件名：「令和５年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の提出について」

③窓口

板橋区役所本庁舎南館３階24番窓口へ提出にてください。担当者不在の場合には、窓口対応した職員に書類をお渡しください。

**５ 留意事項※必ずご一読ください。**

①計画書を作成した**担当者様の氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載してください**。不備や確認事項等がある際には、書類作成担当者様宛にご連絡させていただきます。

②個人情報を含む書類の提出がある場合は、事故防止のため、郵送または窓口での提出をお願いいたします。

③令和４年７月より、**書類の提出先が東京都→板橋区に変更となっております**が、誤って東京都へ書類提出される件が散見されます。誤って提出された書類は、板橋区へは移管されず、東京都より連絡を受けることもございません。そのため、**期限内に東京都に提出した場合でも、板橋区への提出とはみなしませんので、今一度提出先が板橋区となっているかをご確認ください**。

④様式のExcelデータは編集しないでください。

（例）Excelの各シートの削除、引用式の削除等

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

担 当：板橋区　福祉部　障がいサービス課　地域生活支援係

ＴＥＬ：０３－３５７９－２７３６

ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９